

議案第237号
土地の処分について（東部市場跡地）

1. 議案提出の理由

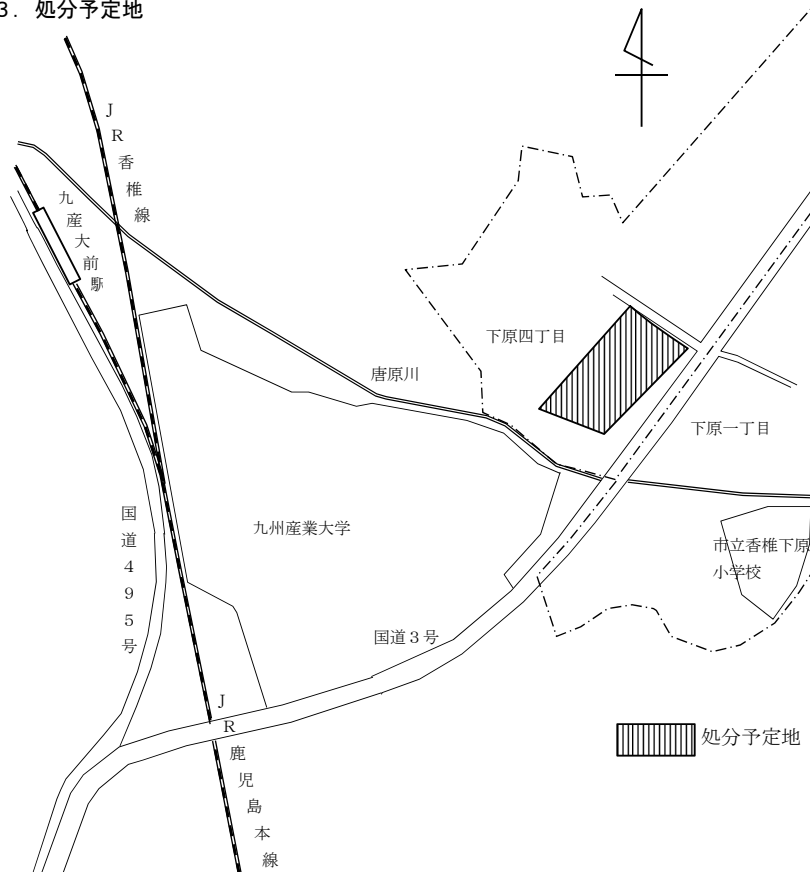
平成28年2月に移転した旧青果部3市場のうち、東部市場跡地について、生活利便施設用地として処分するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であり、かつ、その面積が1万平方メートル以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

2. 議案の内容

東部市場跡地を次のように処分する。

- (1) 所在地 福岡市東区下原四丁目1000番4及び1000番16
- (2) 地目 宅地
- (3) 面積 22,040.15平方メートル
- (4) 処分価格 2,149,994,592円
- (5) 処分の相手方 大和リース株式会社

3. 処分予定地



(参考資料)

大和リース株式会社への土地処分の概要について

1. これまでの経緯

- 平成28年7月 東部市場跡地事業提案公募の開始
- 8月 8月末で公募を締め切り4件応募あり
- 9月 福岡市東部市場跡地事業者評価・選定委員会による審査
- 10月 大和リース㈱を事業予定者に決定
- 11月 大和リース㈱と土地売買契約（仮契約）締結

2. 事業予定者の提案内容

- 主な用途 複合商業施設、医療モール、コミュニティスペース
- 施設概要 重量鉄骨造平屋一部2階建
- 延べ面積 約10,000㎡

3. 今後の予定

- 議会の議決後、平成29年1月末までに土地売買代金の納入を受け、土地引渡し及び所有権移転登記を行う予定。
- 事業者においては、引渡し後、既存施設の解体を行うとともに、平成30年中の施設開業を目指し、施設建設等に向けた各種許認可等手続きを進めていく予定。

(参考) 事業予定者の提案概要

『Community Terrace SHIMOBARU』

地域の人々が集う多世代交流のリビングルームを創造します



子どもから高齢者まで、様々な世代が集い、交流が生まれる「街のリビングルーム」を創出します。街路を中心とした施設配置を行い、そこには「商業施設」だけでなく「広場」や「イベント空間」「医療施設」があり、交流、環境、生活、健康を軸に地域のアクティビティを活性化させ、地域と共に育っていく施設を目指します。